

## 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所

### 玉 峰 苑 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者様に対し、養護老人ホーム玉峰苑が指定を受けて行う外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことなどを説明いたします。

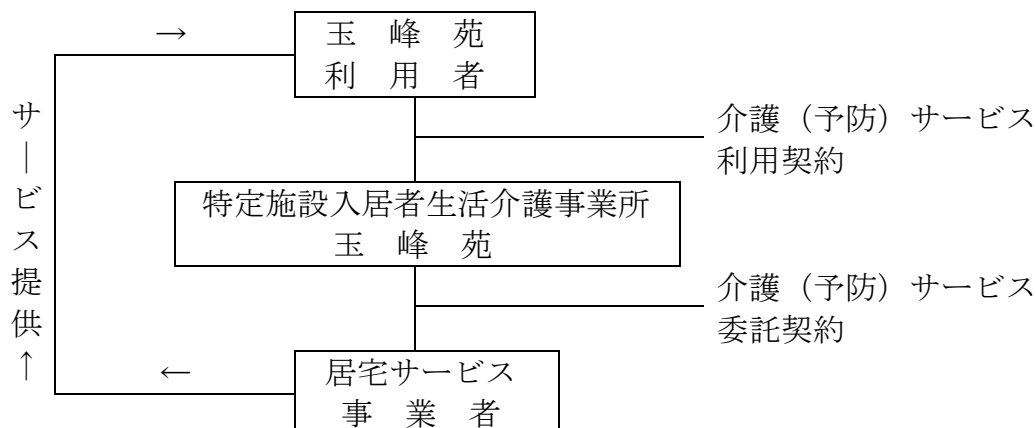
#### 1 事業者

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称     | 社会福祉法人 仁多福祉会                      |
| (2) 所 在 地   | 島根県仁多郡奥出雲町三成 226 番地               |
| (3) 電 話     | 0854-54-2200 (F A X 0854-54-2200) |
| (4) 代 表 者   | 理事長 友 塚 義 人                       |
| (5) 設 立 年 月 | 平成 18 年 10 月                      |
| (6) 連 絡 先   | 事業所事務局                            |

#### 2 事業所の概要

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 事業の種類    | 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービス<br>(平成 18 年 10 月 1 日：島根県指定 3271300174 号)  |
| (2) 名 称      | 特定施設入居者生活介護事業所 玉峰苑   |
| (3) 所 在 地    | 島根県仁多郡奥出雲町亀嵩 1401 番地 3   |
| (4) 電 話      | 0854-57-0101 (FAX 0854-57-0107)  |
| (5) 管 理 者    | 所長 安 部 靖 二 (養護老人ホーム施設長と兼務)   |
| (6) 開 設 年 月  | 平成 18 年 10 月   |
| (7) 定 員      | 50 名   |
| (8) 相 談 窓 口  | 生活相談員  |
| (9) 目 的      | 介護保険法令に従い、特定施設サービス計画の作成、利用者の安否確認、生活相談等 (以下「基本サービス」という。)、並びに委託をする居宅サービス事業者 (以下「受託居宅サービス事業者」という。) が特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話等を行なうことを目的としています。 |
| (10) 運 営 方 針 | 特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めています。又、安定的かつ継続的な事業運営に努めています。                             |

### 3 サービス提供の形態



### 4 職員の配置状況

#### 主な職員の配置状況

- ① 管理者 1名（兼務）
- ② 生活相談員 1名（兼務）
- ③ 計画作成担当者 1名（兼務）
- ④ 介護職員 2名以上（兼務）

#### 職務内容

- ① 管理者  
職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。  
また、職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
- ② 生活相談員  
利用者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行い、常に計画作成担当者との連携を図り特定施設サービス計画につなげます。
- ③ 計画作成担当者  
利用者に係る特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保します。
- ④ 介護職員  
利用者の日常生活の安否確認、援助業務を行います。

### 5 サービスの内容

#### (1) 基本サービス

- ① 特定施設サービス計画の立案  
利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。
- ② 利用者の安否の確認  
事業所の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③ 生活相談等

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

・ 指定訪問介護

訪問介護事業所 玉峰苑 (仁多郡奥出雲町亀嵩 1401-3)

仁多ヘルパーステーション (仁多郡奥出雲町三成 226)

・ 指定訪問看護

奥出雲訪問看護ステーションにた (仁多郡奥出雲町三成 1622-2)

・ 指定通所介護

仁多デイサービスセンター (仁多郡奥出雲町三成 226)

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。

・ 指定訪問入浴介護

・ 指定訪問リハビリテーション

・ 指定通所リハビリテーション

・ 指定福祉用具貸与

・ 指定認知症対応型通所介護

(3) 設備の使用、手続き並びに介護サービス等

① 居室

当施設の居室は全室個室です。ただし、入所後、利用者の状況に応じて居室変更があります。

◎居室移動に関する事項

(ア) 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき

二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき

三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき

四 その他、既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

(イ) 事業所は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

- (ウ) 居室の移動を希望する利用者は、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。
- (エ) 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面をもって通知します。
- (オ) 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず利用者の同意を得ます。
- (カ) 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は利用者の負担とします。

② 食事

朝食は 7:30～、昼食は 12:00～、夕食は 17:45～

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。職員へ相談してください。

③ 入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。職員へ相談してください。

④ その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。職員へ相談してください。

⑥ 健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、嘱託医の診察をいたします。また、原則毎週 1 回、医務室にて嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。その他、歯科医の来診も受けられます。なお、嘱託医以外への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。(介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。)

(4) その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用いただけます。ご希望の方はお申出ください。

② レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

③ ショッピング

月 2 回嗜好品の販売を行っておりますので、ご希望の方は実費負担にてご利用いただけます。

④ 利用者の会

利用者同士の親睦と自治のための会です。養護老人ホーム玉峰苑自治会と兼ねています。

## 6 利用料金

(1) 保険が適用される基本料金（報酬告示関係 1 単位：10 円）

別紙(1)利用料金表によります。

(2) その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

特定施設入居者生活介護に係る利用料

ア 特別な介護費用

おむつ代

イ 生活支援費（預金の管理、年金等収入の管理、諸々費用の支払等に係る出納管理費）

ウ 協力病院以外で、遠方の医療機関への通院に要する費用

エ その他 実費

理美容代

オ 記録等の複写物に関する費用

サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1 複写につき 10 円です。

(3) 支払方法

利用者は、当月請求額を毎翌月 30 日までに利用者名義の山陰合同銀行各支店の口座（口座がない場合には新規に開設していただきます。）より銀行振替にてお支払いいただきます。

## 7 施設を利用にあたっての留意事項

① 居室

事業所は、利用者の居室は、全室個室とし、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品とし備えています。

② 一時介護室

事業所は、介護を行うために適当な広さを確保しています。

③ 食堂

事業所は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

④ 浴室

事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けています。

⑤ 便所

事業所は、必要に応じて各所に便所を設けています。

⑥ 機能訓練

事業所は、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練に供する場所を設けています。

⑦ 喫煙

事業所敷地内は禁煙のため、喫煙はお断りしています。

⑧ 飲酒

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力して下さい。

⑨ 衛生保持

利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力して下さい。

⑩ 禁止行為

利用者は、当事業所では次の行為について禁止していますのでご協力下さい。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他人の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

⑪ 利用者に関する市町村への通知

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知致します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

⑫ 利用者の家族との連携

事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保します。

## 8 職員の勤務体制

- ① 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めています。
- ② 職員の資質向上のための研修の機会を設けています。

## 9 個人情報保護

- ① 事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じています。

## 10 サービス内容に関する相談・苦情

① 利用者相談・苦情窓口

- ・ 苦情等受付窓口（担当者）  
生活相談員
- ・ 受付時間

毎月曜日～金曜日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

② その他

事業者以外に、苦情解決第三者委員（事務所入り口に氏名、住所を掲示してあり

ます。)、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

## 11 緊急時等の対応

### ① 緊急時の対応

利用者の心身状況に急変が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにご家族に連絡するなど必要な措置を講じます。

### ② 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、緊急時の対応に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡します。

## 12 非常災害対策

非常災害、その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し職員に周知するとともに、計画に従って年2回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練等を行います。

## 13 身体拘束等

利用者に対するサービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、身体拘束等を行う場合の手続き等については別に定めています。

## 14 高齢者虐待防止等

利用者等の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ② 虐待を未然に防止するため、定期的な研修等を行い、高齢者の尊厳保持、人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供に当たります。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員へ周知します。
- ④ 虐待防止のための指針を整備します。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

令和 年 月 日

当事業所の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

説明者 職 名

氏 名

印

利用者並びに保証人は、契約書並びに本書面により重要事項の説明を受け、事業者から外部サービス利用型特定施設入居者生活介護についての提供開始に同意しました。

利用者 住 所 島根県仁多郡奥出雲町亀嵩 1401 番地 3

氏 名

印

身元引受人 住 所

氏 名

印



別紙(1) 利用料金表

保険が適用される基本料金（報酬告示関係 1 単位：10 円）

① 基本サービス利用料

- 一日あたりの料金 84 単位：840 円
- 一日あたりの利用者負担 84 円（介護保険負担割合：1 割）  
168 円（介護保険負担割合：2 割）

② 受託居宅サービス利用料

利用者が負担する額は、事業所にお支払ください。サービスを提供する事業者に支払う必要はありません。

指定訪問介護

◎ 身体介護が中心である場合（1 サービス利用あたり）

		利用者負担額 (負担割合 1 割の場合)	利用者負担額 (負担割合 2 割の場合)
15 分未満の料金	94 単位： 940 円	94 円	188 円
30 分未満の料金	189 単位：1,890 円	189 円	378 円
45 分未満の料金	256 単位：2,560 円	256 円	512 円
1 時間未満の料金	341 単位：3,410 円	341 円	682 円
1 時間 15 分未満の料金	426 単位：4,260 円	426 円	852 円
1 時間 30 分未満の料金	511 単位：5,110 円	511 円	1,022 円

1 時間 30 分以上については、548 単位に所要時間から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位です。料金はその単位に 10 円を乗じた額、利用者自己負担額は介護保険負担割合証に記載の負担割合によります。

◎ 生活援助が中心である場合（1 サービス利用あたり）

		利用者自己負担額 (負担割合 1 割の場合)	利用者自己負担額 (負担割合 2 割の場合)
15 分未満の料金	48 単位： 480 円	48 円	96 円
30 分未満の料金	94 単位： 940 円	94 円	188 円
45 分未満の料金	142 単位：1,420 円	142 円	284 円
1 時間未満の料金	190 単位：1,900 円	190 円	380 円
1 時間 15 分未満の料金	214 単位：2,140 円	214 円	428 円
1 時間 15 分以上の料金	256 単位：2,560 円	256 円	512 円

◎ 通院等乗降介助

		利用者自己負担額 (負担割合 1 割の場合)	利用者自己負担額 (負担割合 2 割の場合)
1 回の料金	85 単位： 850 円	85 円	170 円

※他の訪問介護系サービス及び通所系サービスについては、通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100

指定通所介護（通常規模型：6時間以上7時間未満）

		利用者自己負担額 (負担割合1割の場合)	利用者自己負担額 (負担割合2割の場合)
要介護1の料金	526単位：5,260円	526円	1,052円
要介護2の料金	620単位：6,200円	620円	1,240円
要介護3の料金	716単位：7,160円	716円	1,432円
要介護4の料金	811単位：8,110円	811円	1,622円
要介護5の料金	907単位：9,070円	907円	1,814円

指定訪問看護（指定訪問看護ステーションの場合）

		利用者自己負担額 (負担割合1割の場合)	利用者自己負担額 (負担割合2割の場合)
20分未満の料金	282単位：2,820円	282円	564円
30分未満の料金	423単位：4,230円	423円	846円
30分以上1時間未満の料金	739単位：7,390円	739円	1,478円
1時間以上1時間30分未満の料金	1013単位：10,130円	1,013円	2,026円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 ※1日に2回を超えて実施する場合	※1回264単位：2,640円	※264円	※528円

指定訪問リハビリテーション（病院又は診療所）

		利用者自己負担額 (負担割合1割の場合)	利用者自己負担額 (負担割合2割の場合)
1回の料金	276単位：2,760円	276円	552円

指定通所リハビリテーション（通常規模型：介護老人保健施設：6時間以上7時間未満）

		利用者自己負担額 (負担割合1割の場合)	利用者自己負担額 (負担割合2割の場合)
要介護1の料金	639単位：6,390円	639円	1,278円
要介護2の料金	760単位：7,600円	760円	1,520円
要介護3の料金	877単位：8,770円	877円	1,754円
要介護4の料金	1016単位：10,160円	1,016円	2,032円
要介護5の料金	1153単位：11,530円	1,153円	2,306円

指定福祉用具貸与

現に福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に10円を乗じた額、利用者自己負担額は介護保険割合証に記載の負担割合によります。

指定認知症対応型通所介護（併設型：6時間以上7時間未満）

		利用者自己負担額 (負担割合1割の場合)	利用者自己負担額 (負担割合2割の場合)
要介護1の料金	711単位：7,110円	711円	1,422円
要介護2の料金	788単位：7,880円	788円	1,576円
要介護3の料金	864単位：8,640円	864円	1,728円
要介護4の料金	938単位：9,380円	938円	1,876円
要介護5の料金	1014単位：10,140円	1,014円	2,028円

### 障害者等支援加算

1日あたりの料金	20単位：	200円
1日あたりの利用者負担		20円（介護保険負担割合：1割）
		40円（介護保険負担割合：2割）

### 介護職員等処遇改善加算

算定単位数の12.2%。料金はその単位数に10円を乗じた額、利用者自己負担額は介護保険負担割合証に記載の負担割合によります。（但し、区分支給限度基準額の算定対象には含めません。）